第二中学校等複合施設整備事業における公共施設の整備について

令和５年２月２７日

弘前市　財務部　管財課

福祉部　介護福祉課

弘前市公共施設等総合管理計画に基づく取組み

「学校」を地域コミュニティの核としたまちづくりの実践

- 施設の老朽化や用途の見直し等により、施設配置を検討する場合、単独用途での整備は行わない。

- 小・中学校を地域コミュニティの核としたまちづくり

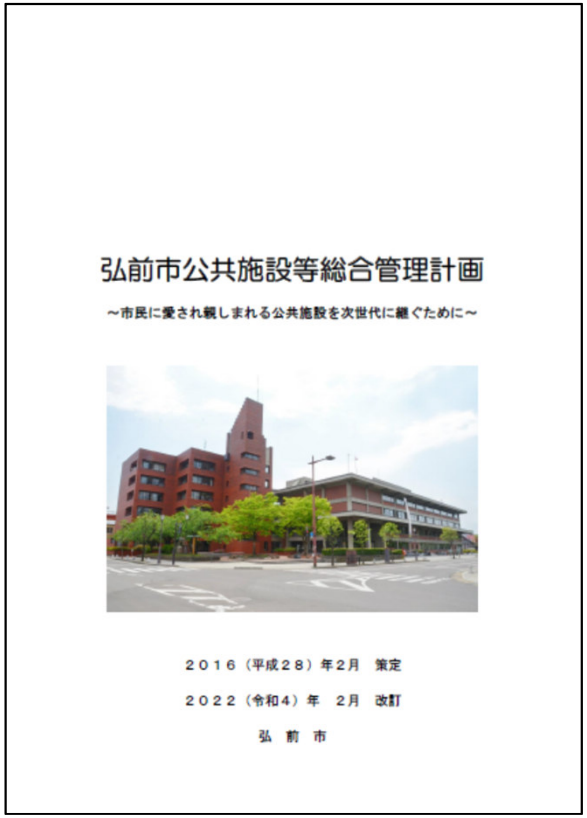
弘前市公共施設等総合管理計画

～市民に愛され親しまれる公共施設を次世代に継ぐために～

２０１６（平成２８）年２月　策定

２０２２（令和４）年　２月　改訂

弘　前　市

第二中学校区内の公共施設と集約する施設

集約施設① **勤労青少年ホーム**

＊機能の一部

集約施設② **城西老人福祉センター**

＊機能の一部

勤労青少年ホームについて

所在地	五十石町７
建築年	１９７１年（昭和４６年）３月　（築５２年）
延べ面積	１，１２２．８８㎡
設置目的	勤労青少年の健全な育成及び福祉の増進を図るため、勤労青少年福祉法（現：青少年の雇用の促進等に関する法律）に基づき、市が設置。
主な利用者	下町地区を中心とした町会関連団体、サークル団体、城西なかよし会
集約する理由	・現施設は老朽化により、利用者の安全性確保が困難であることから、廃止予定であること。 ・根拠法令の改正や建築基準法等により、現在地での改築・改修が困難であること。 ・サークル団体は市内他公共施設、城西なかよし会は城西小学校を代替先とするが、町会等地域活動に対応した機能の一部について、第二中学校の建替えにあわせて集約する。

城西老人福祉センターについて

所在地	城西四丁目１－３
建築年	１９６７年（昭和４２年）９月　（築５５年）
延べ面積	６０９．５９㎡
設置目的	高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため、老人福祉法第１５条に定める老人福祉施設として、市が設置。
主な利用者	城西地区を中心とする６５歳以上の高齢者
集約する理由	・築５５年が経過し、老朽化が進行しているため、安全性の観点などから、施設を中長期的に使用することが難しいこと。 ・施設を単独で建替えることは困難であること。 （弘前市公共施設等総合管理計画の方針による） ・利用者の大半が城西地区であり、徒歩圏内である第二中学校の建替えにあわせて、老人福祉センターとしての機能の一部を集約する。

公共施設の整備方針（案）

- 公共施設の整備方針は、複合施設整備事業の基本構想に掲載します。
- 公共施設の複合化にあたっては、学校生活を第一に考え、整備を進めていきます。

① **勤労青少年ホームで行われている地域活動に対応した機能の一部**と、**城西老人福祉センターの機能の一部**を集約し、新たな地域活動の拠点となる公共施設を**第二中学校と複合化**します。

② 公共施設の複合化にあたっては、**公共施設専用スペースを整備**するとともに、**生徒の安全面や防犯面など学校生活に支障のないよう配慮**しながら、学校と公共施設間の相互利用、共同利用等による**多機能化**を図ります。

③ 構造や意匠、設置する設備などは**学校と統一感をもたせた整備**とします。

整備する公共施設のイメージ①

① 公共施設は**第二中学校の校舎と同一棟**（渡り廊下等で接続しているものを含む）で整備します。

② 放課後や休校日に限らず、平日日中でも利用ができるよう、**学校生活に支障がないような動線や配置、防犯対策**を施します。

③ 施設規模は**４００㎡程度**とし、公共施設専用スペースとして、**集会室（４部屋ほど）、交流スペース、玄関、トイレ、給湯室、事務室**を配置します。

④ 集会室は、それぞれの部屋を可動式の間仕切り等で区分し、間仕切りを開放することで大集会室として１００名規模の会合などにも活用できるよう**柔軟かつ効率的に対応できる部屋**とします。

整備する公共施設のイメージ②

⑤ 調理室や音楽室、屋内運動場等は公共施設部分には整備せず、**学校施設と共用**するものとし、**動線等に配慮**した配置とします。

⑥ **市内交流センターと同程度の使用料設定**とします。

同規模の施設イメージ	
施設名：三省地区交流センター （面積：４３３㎡）	施設名：西交流センター （面積：３９９㎡）
住所：三世寺字鳴瀬６８－３	住所：城西四丁目１０３

今後について

- 第二中学校等複合施設整備事業の基本構想素案策定に向けて、利用者意見等を伺い検討を進めてまいります。（素案は令和５年４月下旬説明予定）

- 複合化する公共施設の設計・建築工事は学校整備事業と一体的に進めてまいります。